

久喜市議会
令和6年6月定例会議
議員提出議案

議 案 目 録

意見第 1 号	離婚後の共同親権の拙速な導入に反対する意見書	1
意見第 2 号	国民健康保険税の引き下げのために国負担の大幅増を求める意見書	3
意見第 3 号	学校施設老朽化対策に必要な財政措置の拡充を求める意見書	5
意見第 4 号	国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する意見書	7
意見第 5 号	政治資金透明化の推進を求める意見書	9

意見第 1 号

離婚後の共同親権の拙速な導入に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2024 年 6 月 24 日

提出者 久喜市議会議員
杉野 修
川辺 美信
賛成者 久喜市議会議員
渡辺 昌代

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

離婚後の共同親権の拙速な導入に反対する意見書

離婚後の子どもの養育について、父母のどちらか一方が親権を持つ現在の単独親権に加えて、父母双方に親権を認める共同親権を導入することなど、これまでの親権制度を大きく変える民法改正が成立した。しかし現状では、重大な懸案事項が審議されていないという問題が残されている。

現行の民法において離婚後は、父母のどちらか一方を親権者とする単独親権のみであるが、改正後は離婚時に父母が合意すれば、双方が親権を持つ共同親権が可能となる。合意しないときや裁判上の離婚の場合には、家庭裁判所が共同親権とするか、父母のどちらかを親権者とするかについて判断をすることになる。

離婚後に共同親権となると「日常の行為」や「急迫の事情」以外の子に関する事項について、双方が協議する必要がある。しかしこれらの「行為や事情」には具体的定めがないため、双方の「急迫の事情」の解釈を巡る対立や紛争が頻出する恐れがある。協議による合意が得られなかった場合は、裁判所での判断を求めるケースが増加することになる。

同時に改正法では、虐待や DV 対策が全く不十分である。父母の合意に至らなかった場合は、共同親権とするか、単独親権とするかを家庭裁判所が判断をする。しかし、経済的 DV や精神的支配など深刻な DV が数多く存在する一方で、保護命令などで DV と認定されていないケースでは、家庭裁判所が虐待や DV を見逃すことも想定される。

また、子どもの意思を尊重するための「子どもの意見表明権」が明記されていないことは、子どもの人生を双方の親の協議だけで決めるということになりかねず大きな問題がある。よって、国会及び政府に対し、離婚後の共同親権の拙速な導入について反対し、見直すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
総務大臣
法務大臣

意見第2号

国民健康保険税の引き下げのために国負担の大幅増を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年6月24日

提出者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
賛成者 久喜市議会議員
杉 野 修
川 辺 美 信

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

国民健康保険税の引き下げのために国負担の大幅増を求める意見書

国民健康保険税が高すぎます。久喜市の令和5年度の国民健康保険税は、世帯年収528万円の4人家族で504,900円と、負担の限界をこえています。それにもかかわらず、5月現在で明らかになっているだけで、県内32市町が令和6年度の国民健康保険税の引き上げを決定しました。本市では、令和6年度の国民健康保険税について、世帯年収528万円の4人家族では年67,100円の引き上げを決定し、572,000円になってしまいました。

市町村では、同時に介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き上げも決定されており、物価高騰と合わせて市民生活を追い詰めるのは必至です。県と市は、独自の一般会計繰り入れで国民健康保険税を引き下げ、市民負担を軽減すべきです。

国は、保険者努力支援制度で、県と市町村を法定外繰り入れ全廃・国民健康保険税の統一へ誘導してきました。さらに県は、国民健康保険運営方針で、法定外繰り入れ全廃などを市町村に押し付けてきました。これらが、国民健康保険税引き上げへとつながっています。

近年パート従業員などを中心に国民健康から社会保険への移行が進んでいます。このままでは国民健康保険被保険者は激減する一方、残った低所得者に耐え難い負担が押し付けられることになりかねません。国民健康保険は社会保障制度です。国は国民健康保険税引き上げを誘導するのではなく、今こそ都道府県知事会が要求してきた1兆円の国負担増を実施すべきです。

また、子ども・子育て支援金の国民健康保険上乗せ額は、世帯年収 400 万円の被保険者 3 人家族で 19,800 円と試算されています。被用者保険と比べても、約 1.8 倍という大幅な負担です。被用者保険も含め、支援金が国民健康保険税に上乗せされることのないよう強く求めます。

よって下記のことを求める。

記

- 1、国民健康保険への 1 兆円の国の負担増を実施すべき
- 2、国民健康保険への子ども・子育て支援金の上乗せをしない事

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あて
財 務 大 臣

意見第3号

学校施設老朽化対策に必要な財政措置の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年6月24日

提出者 久喜市議会議員
園部茂雄
斉藤広子
賛成者 久喜市議会議員
奈良政宏
春山千明

久喜市議会議長 上條哲弘 様

学校施設老朽化対策に必要な財政措置の拡充を求める意見書

学校施設は子どもたちが安全に学習・生活をする場であるとともに、地震等災害発生時には市民の命を守る拠点としての機能が求められている。子どもをはじめ市民の安心・安全を守るためにも着実な施設改修、整備が必要である。

本市の公立小中学校の多くは昭和40年代から50年代に建設されたもので、平成27年度までに耐震化工事を実施してきたが、築30年を経過しても老朽化対策は実施できていない校舎等が数多くある。

また大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するように、トイレの洋式化や屋内運動場のエアコン設置といった環境改善等、子どもたちの教育環境整備は将来にわたり大変大きな財政負担となる。

そのような中、校舎外壁の一部が落下する事故が発生し、久喜市として緊急に調査を行い、多額の予算を投じて対策を講じている状況である。

このような老朽化の進行による不具合は全国的にみても多くの自治体に共通する課題となっている。

国では老朽化対策・防災対策を踏まえた学校施設の整備等について、令和3年度から7年度まで国土強靱化5カ年加速化対策を実施し、公立小中学校の計画的・効率的な長寿命化を図る老朽化対策を実施しているが、財政基盤の弱い自治体などでは対策が思うように進まない。

今後早急に老朽化対策を着実に推進するためには十分な財源を継続的に確保するとともに補助単価の引き上げなど更なる制度の充実が必要である。

よって国におかれましては子どもたちの安全を確保し、教育環境の悪化を招かないために、学校施設の老朽化及び長寿命化対策や環境改善を着実に進めることができるよう、早急に十分な財政措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
文部科学大臣

意見第4号

国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年6月24日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
猪 股 和 雄
田 村 栄 子
杉 野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

国の指示権を拡大する地方自治法改正に反対する意見書

2024年6月19日に「地方自治法の一部を改正する法律」が可決成立しました。

改正された法律は、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、閣議決定によって、住民の生命・財産を守るために『必要がある』とすれば、自治体に指示を出して義務を課せるようにする。」というもので、大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにするものです。

地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めています。

しかし、今回の改正は、「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」という2つの意味からも、地方自治の確立とは相入れないものです。また、地方自治法第245条の3、普通公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることにも反しています。

よって、地方分権の後退につながることから、国会及び政府に対して、地方自治の自主性と自立性を守るために、国の指示権を拡大する地方自治法の改正に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
財務大臣
経済産業大臣

あて

意見第5号

政治資金透明化の推進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年6月24日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
田村栄子
川辺美信
貴志信智
宮崎亜希

久喜市議会議長 上條哲弘 様

政治資金透明化の推進を求める意見書

政治資金規正法は「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」、「政治資金の収支の公開」により、「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」（第1条）と定めている。

ところが昨年来、自民党の主要派閥による政治資金パーティー収入の不記載やキックバック、いわゆる「裏金」づくりを行っていたことが次々に明らかになり、政党および政治家の政治資金に対する国民の不信が高まっている。

国会に政治資金法改正案が提出されたものの、きわめて不十分な「改正」にとどまり、政治に対する国民の信頼回復にはほど遠いと言わざるを得ない。

よって、国会および政府に対して、政治資金の透明性を向上させるため、以下の措置を求める。

1. 1999年の政治資金規正法改正で政治家個人への企業団体献金は禁止された。しかし政党および政治家が支部長を務める政党支部への献金、政党から政治家の資金管理団体への資金の移動が認められているため、実質的に企業団体献金を温存する「法の抜け穴」「迂回献金」と指摘されてきた。政党および政党支部や政治家の資金管理団体への企業団体献金を禁止するよう求める。

2. 政党から政治家個人に対して支出される「政策活動費」は、使途も明らかにされないまま毎年数十億円もの支出が行われてきた。すべての使途を国民に明らかにできない「政策活動費」の支出は禁止するよう求める。
3. 「政策活動費」の使途について「10年後の公開」となったが、「10年間は公開しない」ことを認めるのでは、不透明な資金の支出をこのまま続けることになる。「政策活動費」を維持する場合には、毎年の使途報告と公開を義務とするよう求める。
4. 「裏金」づくりに使われた「政治資金パーティー券」の購入者の公表基準を、1回のパーティーで「5万円」に引き下げるとされたが、「1回あたり5万円未満」であれば1年間にいくら購入しても公表されないことになる。「政治資金パーティー券」の購入は政治資金規正法が禁止する企業団体献金の温存であり代替手段となっている。「政治資金パーティー」を禁止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
内閣官房長官
総務大臣